

藤沢市災害時福祉ボランティア事前登録制度要綱

制定 平成30年10月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内に大規模な災害が発生した場合等に必要な災害時福祉ボランティアを市が事前に登録する制度に関し、必要な事項を定めることにより、福祉避難所（一次）等の円滑な運営体制を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時福祉ボランティア 福祉避難所（一次）等の運営において必要となる専門的な技能を有し、大規模災害の発生時に際して、当該運営に協力するボランティアをいう。
- (2) 福祉避難所（一次）等 福祉避難所（一次）、地区防災拠点本部及び指定避難所をいう。

(活動内容)

第3条 災害時福祉ボランティアは、大規模災害が発生した場合において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 専門知識、経験等を活かした福祉避難所（一次）等の運営支援
- (2) 前号に掲げるもののほか、藤沢市災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要であると認めた活動

2 災害時福祉ボランティアは、平常時において、市が主催する研修会等への参加に努めるものとする。

(参集要件)

第4条 災害時福祉ボランティアは、次の各号に掲げる事象が発生してから24時間経過以降に前条第1項に規定する活動が可能な状況であるときは、あらかじめ市が指定した参集場所又は市が指示する場所に参集するものとする。この場合において、通信手段が確保されているときは、参集場所へ事前に連絡するものとする。

- (1) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき
- (2) 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表されたとき
- (3) 市内に特別警報が発表されたとき

2 前項各号に掲げる事象が発生してから24時間経過時点において、市内に指定避難所等が開設されていない場合は、前項の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する場合のほか、本部長から活動要請があった場合であって、前条第1項に規定する活動を行うことが可能な状況であるときは、あらかじめ指定した参集場所又は市が指示する場所に参集するものとする。

(登録要件)

第5条 災害時福祉ボランティアに登録することができる者は、次に定める要件を満たすものとする。

(1) 次条第1項に規定する申込みをする日において、満18歳以上であること。

(2) 別表に掲げる項目のいずれかを満たしていること。

(登録手続き等)

第6条 災害時福祉ボランティアとして登録を受けようとする者は、藤沢市災害時福祉ボランティア登録申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、藤沢市災害時福祉ボランティア登録者名簿(第2号様式。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 市長は、前条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)に藤沢市災害時福祉ボランティア登録証(第3号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録者は、第3条に規定する活動を行う場合には常に登録証を携帯し、市職員や避難者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動期間)

第8条 登録者が活動を行う期間は、登録者の任意の期間とする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合は、藤沢市災害時福祉ボランティア登録事項変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録者は、登録を辞退する場合は、藤沢市災害時福祉ボランティア登録辞退届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を辞退した者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録者として不適当と認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(活動の報酬)

第12条 本制度による災害時福祉ボランティアの活動は、無償で行うものとする。

(登録者の個人情報)

第13条 市長は、本制度による災害時福祉ボランティアの活動に必要な範囲において、登録者に関する情報を関係部署及び地区防災拠点本部等の関係機関へ提供するものとする。

(保険及び補償)

第14条 市長は、ボランティア活動保険の加入手続のため、藤沢市社会福祉協議会へ登録者名簿を提供するとともに、市内で大規模な災害が発生した場合には、藤沢市社会福祉協議会に対し、当該保険の加入手続を依頼する。

第15条 ボランティア活動保険の保険料は、市が負担する。この場合において、藤沢市社会福祉協議会が、当該保険料の一部又は全部を負担することができるものとする。

第16条 災害時福祉ボランティア活動中の事故等に対する補償については、ボランティア活動保険の範囲内で行うものとする。

(情報提供等)

第17条 市長は、登録者に対して、必要な情報提供等に努めるものとする。

(庶務)

第18条 災害時福祉ボランティア事前登録制度の庶務は、防災安全部危機管理課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、災害時福祉ボランティアの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

分 野	対 象 者
保 健 福 祉	<p>保健福祉に関する資格を有する方や、施設内、在宅等で福祉に関する業務経験を有する方。</p> <p>【資格の例】</p> <p>保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護支援専門員、手話通訳士、手話通訳全国統一試験合格者、神奈川県認定手話通訳者、障がい者相談支援専門員、ガイドヘルパーなど</p>
語 学	日本語と外国語での日常会話程度の通訳ができる方。